

平成 22 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 日清医療食品株式会社
 代表者名 代表取締役社長 村田 清和
 (J A S D A Q ・ コード 4315)
 問合せ先 取締役総務本部長 丹野 譲二
 TEL 03-3287-3611

株式会社ティ・エフ・ダブリュによる当社株式に対する 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 12 日開催の取締役会において、株式会社ティ・エフ・ダブリュ（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に対し下記のとおり賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。本公開買付けは、当社の親会社であるワタキューセイモア株式会社（以下「ワタキュー」といいます。）が、その 100% 子会社である公開買付者を通じ、当社をワタキューの完全子会社とすることを目的として行われるものです。

なお、当該意見の表明に係る当社の取締役会決議は、当社が本公開買付け及びその後の一連の取引を経て、支配株主であるワタキューにより完全子会社化される予定であること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

| | | |
|---------------------------------------|--|--|
| (1) 商 号 | 株式会社ティ・エフ・ダブリュ | |
| (2) 本 店 所 在 地 | 京都府京都市下京区烏丸通高辻下る薬師前町 707 番地 烏丸シティ・コアビル | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 安道 光二 | |
| (4) 事 業 内 容 | 当社の株式等の取得及び保有等 | |
| (5) 資 本 金 の 額 | 5 百万円 | |
| (6) 設 立 年 月 日 | 平成 22 年 7 月 20 日 | |
| (7) 大株主及び持株比率 (平成 22 年 8 月 12 日現在) | ワタキューセイモア株式会社 100% | |
| (8) 公開買付者と当社の 関 係 等 | 資 本 関 係 | 該当事項はありません。 なお、公開買付者の完全親会社であるワタキューは、当社の発行済普通株式 42,796,500 株（平成 22 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数に対する所有割合 59.73%）を保有しております。 |
| | 人 的 関 係 | 当社の取締役会長である安道光二は、公開買付者の代表取締役及び公開買付者の完全親会社であるワタキューの代表取締役社長を兼任しております。 また、当社の代表取締役社長である村田清和は、公開買付者の完全親会社であるワタキューの取締役を兼任しております。 |
| | 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 なお、当社と公開買付者の完全親会社であるワタキューとの間では、当社の OA 機器の廃棄物処理の委託及びワタキューの社員食堂における給食業務の受託を行っております。 |

| | | |
|--|--------------------|---|
| | <p>関連当事者への該当状況</p> | <p>当社は、公開買付者の完全親会社であるワタキューの子会社であり、公開買付者は、当社と親会社を共通にする関連当事者に該当します。</p> |
|--|--------------------|---|

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 22 年 8 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、後述のとおり、決議に参加した取締役の全会一致により、本公開買付けに対し賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「⑤ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

公開買付者の完全親会社であるワタキューは、病院・福祉施設向けリネンサプライ事業を中心に総合アウトソーシングサービスを展開している会社であり、ワタキューは現在、当社の自己株式控除後の発行済株式総数の 59.77%を保有し、当社を連結子会社としております。また、公開買付者は、当社の発行済普通株式（平成 22 年 6 月 30 日現在で 71,640,000 株、以下「当社普通株式」といいます。）の取得及び保有等を目的としてワタキューの完全子会社として平成 22 年 7 月 20 日付で設立された買収目的会社です。

今般、公開買付者は、当社普通株式のうち、ワタキューが有する当社普通株式（平成 22 年 8 月 12 日現在で 42,796,500 株、株式所有割合 59.77%）及び当社が有する自己株式（平成 22 年 6 月 30 日現在で 42,784 株）を除く、全ての当社普通株式（平成 22 年 6 月 30 日現在の当社の発行済普通株式及び当社が有する自己株式の数を前提とすると計 28,800,716 株、株式所有割合 40.23%）を取得し、本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を非公開化し、当社をワタキューの完全子会社とする（以下「本件取引」といいます。）ことを目的として、本公開買付けを実施することとなりました。なお、「株式所有割合」とは、平成 22 年 6 月 30 日現在の当社の発行済普通株式の総数（71,640,000 株）から同日現在で当社が所有する自己株式（42,784 株）を控除した数（71,597,216 株）に対する所有株式の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、本プレスリリースにおいて同様です。

本公開買付けにおいては、公開買付者は買付予定の株券等の数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」で後述するとおり、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所が運営する JASDAQ 市場（以下「JASDAQ 市場」といいます。）の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」で後述するとおり、本非公開化手続（「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。）実施後は、公開買付者と当社との間で合併を行うことを予定しています。

②本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、昭和 47 年 9 月に病院患者向け医療用食品の販売を目的として設立され、それ以降、医療施設及び介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設等の入院患者・入所者及び学校給食、社員食堂等の顧客に対し、「お客様の信頼と満足を得る心のこもった食事サービスを提供する」を基本理念に掲げる総合給食会社として、ワタキューグループの給食事業の中核を担い、順調に業容を拡大し、給食受託業界におけるリーディングカンパニーとして確固たる地位を占めるまでに至っております。また、平成 22 年 5 月 26 日に第 7 次中期経営計画を公表し、当社の主力事業である「病院・介護老人保健施設・介護老人福祉施設の食事サービスの受託」における一層の市場シェア向上や、在宅配食市場や食事サービスの周辺事業への参入などを通じて、更なる成長を目指しております。

一方、世界経済に目を転じますと、アジアでは景気回復の動きがあるものの、米国・欧州の景気は低調に推移しております。わが国経済についても、前年の後半にかけて持ち直しの兆しが見られたものの、世界経済の影響により企業収益が悪化し、所得の減少や雇用不安の高まり等を受けて個人消費も低迷しております。当社の属する給食受託業界においては、当社の主力事業である「病院・介護老人保健施設・介護老人福祉施設の食事サービスの受託」はその市場が成熟期を迎えつつあり、コストパフォーマンスに対するより厳しい選別や業種・業態を越えた競争が進んでおります。このような厳しい経営環境の中、当社のマーケットシェア（受託床数ベース）は平成19年3月期には連結ベースで25.8%（当社単体では24.3%）だったものが、平成22年3月期には連結ベースで23.8%（当社単体では22.4%）まで低下し、売上高（単体ベース）の前年比増加率についても、平成14年3月期には9.8%だったものが、平成20年3月期には3.8%、平成21年3月期には3.3%、平成22年3月期には0.2%、とプラスで推移しているものの継続的に低下しつつあるほか、第6次中期経営計画の最終年度にあたる平成22年3月期の連結売上高は計画値2,100億円に対して、実績値は計画値を下回る2,027億円となるなど、業容の拡大に翳りが見え始めております。更に今後、介護保険制度や医療保険制度の改正、あるいは消費税等の税制改正によるより一層の値下げ圧力の高まり、大手外資系の参入や総合商社等の進出、わが国における人口の減少等により、当社の主力事業を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増すものと見込んでおります。

このような経営環境に対する厳しい認識の下、これまでもワタキューに加えて、ワタキューの子会社であり院外調剤薬局事業を営む株式会社フロンティア、同じく在宅用福祉用具のレンタル・販売及び在宅介護のための住宅リフォームを営む株式会社ハートウェルのワタキューグループ3社と当社は、グループ・シナジーを創出すべく協議を重ね、営業面において顧客の相互紹介等様々な施策を実行してまいりましたが、更なる効果的なグループ・シナジーの創出のため、ひいては、厳しさを増す経営環境のもと、当社の競争優位を引き続き維持し、将来にわたって安定的かつ持続的に当社の企業価値を向上させていくためには、当社のみならずワタキューグループ全体でグループとしての共通理念・戦略のもと、経営資源の選択と集中を図りながら、経営戦略を実践することが必要であると考えてに至りました。

このような状況を踏まえ、当社とワタキューは平成22年6月頃より、ワタキューからの提案を機に、両社の更なる企業価値向上を図ることを目的とした諸施策につき、本格的に協議・検討を開始しました。その結果、本件取引を実行し、当社を含めたワタキューグループが有する顧客基盤、商材、人材、ノウハウ等の経営資源をこれまで以上に有効活用し、グループがこれまで以上に一体となることによりグループ間の協業活動を一層活性化する必要があると考えるに至りました。本件取引によって、当社においても、主力事業である給食事業に加え、リネンサプライ、掃除洗濯サービス、調剤サービス、介護関連サービスといったワタキューグループ全体のサービスをお客様のニーズに合わせて総合的かつ包括的に提供することが可能となります。このようなマーケティング力・販売力の強化、サービス提供力・商品力の強化を背景として、当社の既存事業のシェア及び収益の拡大へ向けた取組みの強化が可能となるほか、在宅配食市場への参入といった新規事業への取組みについても強化することが可能となります。更に将来的にグループ内で管理部門を一元化した場合には、コスト削減効果も見込まれます。このように本件取引は当社の中長期的な企業価値向上に資するものであると考えております。

さらに、具体的な内容・方法・時期については本件取引実行後に協議・検討をする予定ですが、ワタキューグループとして総合力を結集した経営戦略を実践するにあたり、最適な組織体制として、ワタキューグループにおけるホールディングカンパニーの設立等（以下「ホールディングス化」といいます。）も視野に入れて最適な施策につき検討を行いました。ワタキューグループのホールディングス化のメリットには、なによりもグループ全体を俯瞰する経営戦略機能と各事業会社における業務執行機能を分離することによるグループ全体の経営効率の向上が挙げられます。

当社といたしましては、経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、グループ一体となった経営戦略の実践、さらにはホールディングス化を含めたグループ内の再編を進めるにあたっては、非公開化することで、より迅速かつ柔軟にこれらを実践することが可能となり、ワタキューグループで提供可能な各種サービスを今まで以上に総合的に行うことができると考えております。すなわち、非公開化により、短期的な業績変動に過度

に捉われず、中長期的な視点に立ち経営資源の選択と集中を進めると共に、潜在的な利益相反の問題など上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、グループの一体化・シナジーの追求を推進することが可能となります。また、ホールディングス化を含めたグループ内の再編を進める過程においては、一部機能別に組織を統合する等、グループ内の経営資源をより一層有効活用することを目的としたダイナミックな施策が必要になる可能性もあり、当社が上場をしたままこれらを実行した場合には、短期的であるにせよ当社の経営に大きな影響が生じ、ワタキュー以外の当社の株主の皆様に対しても多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えております。

また、当社は平成 13 年に日本証券業協会に店頭登録し、平成 16 年にはジャスダック証券取引所(現 JASDAQ 市場)に株式を上場しておりますが、近年、上場を維持するために必要な様々なコストの増大(会計基準の厳格化、J-SOX の導入、開示項目の増加、独立取締役の導入等)が見込まれる一方で、上場維持の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による大規模な資金調達必要性が当面なく、当社は上場会社としてのメリットを十分に活かしてきていないものと考えております。

以上の協議・検討を経て、本件取引及びホールディングス化に伴うメリットと当社株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、当社及びワタキューは、ワタキューグループが有する経営資源の更なる有効活用を促進する等のグループ・シナジーの更なる創出に向けて本件取引を実行し、ワタキューグループのホールディングス化等の取り組みを大胆かつ迅速に実行していくことが、当社の経営基盤の強化及び企業価値向上のための最善の手段であるとの結論に至り、ひいては当社及びワタキューグループ全体の持続的な発展へとつながるものであると考えております。

また、当社は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「④独立した第三者委員会の設置」に記載の第三者委員会からの答申の内容等を踏まえ、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「買付価格」といいます。)その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上から、当社の取締役会は、本公開買付けに対し賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことといたしました。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、当社の株式を直接所有しておりませんが、公開買付者の完全親会社であるワタキューが、当社の普通株式 42,796,500 株(株式所有割合:59.77%)を所有する親会社であり、ワタキュー及び公開買付者の取締役の中には、当社の取締役を兼任している者がおります。このような状況に鑑み、公開買付者及びワタキュー並びに当社は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程において、恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しました。なお、以下の記述中のワタキュー及び公開買付者において実施した措置に関する記述については、ワタキュー又は公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及びワタキュー並びに当社から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社(以下「大和証券 CM」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼し、当社取締役会は平成 22 年 8 月 11 日付で大和証券 CM より株式価値算定書(以下「株価算定書」といいます。)を取得しております(なお、当社は、大和証券 CM から買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)。大和証券 CM は、当社の経営陣から

事業の現状、将来の事業計画等の資料を取得したうえで当該内容についての説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の株式価値を算定しました。大和証券 CM の株価算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて、当社の株式価値が算定されています。市場株価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価法では、平成 22 年 8 月 11 日を算定基準日とし、当社普通株式の株式市場における直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間における株価終値平均値を分析した上で、当社普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1,140 円から 1,171 円と算定しております。DCF 法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF 法では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値を評価し、当社普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1,443 円から 1,762 円と算定しております。

なお、当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である大和証券 CM は、公開買付者及びワタキュー並びに当社の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ワタキューは、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及びワタキュー並びに当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼するとともに、当社普通株式の取得及び保有等を目的として平成 22 年 7 月 20 日付で公開買付者を設立したとのことです。また、ワタキューは、野村證券に対して、公開買付者に対しても当社の株式価値の算定に関する資料を提供し、当社の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しているとのことです。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF 法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者及びワタキューは野村證券から平成 22 年 8 月 12 日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を取得したとのことです（なお、公開買付者及びワタキューは、買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです）。

上記各手法において算定された当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

| | |
|---------|-------------------|
| 市場株価平均法 | 1,140 円から 1,171 円 |
| 類似会社比較法 | 757 円から 1,419 円 |
| DCF 法 | 1,499 円から 1,950 円 |

まず、市場株価平均法では、平成 22 年 8 月 11 日を基準日として、JASDAQ 市場における当社普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均及び直近 6 ヶ月平均を基に、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,140 円から 1,171 円までと分析しているとのことです。

次に類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 757 円から 1,419 円までと分析しているとのことです。

最後に DCF 法では、当社の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,499 円から 1,950 円までと分析しているとの

ことです。

公開買付者及びワタキューは、野村証券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年8月12日に本公開買付けの買付価格を1株当たり1,740円と決定したとのことです。

なお、買付価格である1株当たり1,740円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成22年8月11日のJASDAQ市場における当社普通株式の終値1,153円に対して50.91%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成22年8月11日までのJASDAQ市場における当社普通株式の終値の1ヶ月平均値1,162円（小数点以下を四捨五入）に対して49.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成22年8月11日までのJASDAQ市場における当社普通株式の終値の3ヶ月平均値1,140円（小数点以下を四捨五入）に対して52.63%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成22年8月11日までのJASDAQ市場における当社普通株式の終値の6ヶ月平均値1,171円（小数点以下を四捨五入）に対して48.59%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、公開買付者によれば、ワタキューのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けにおける当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及びワタキュー並びに当社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

④ 独立した第三者委員会の設置

当社は、当社取締役会が本公開買付けに対する意見を表明するに際し、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成22年7月21日、独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会を設置いたしました。第三者委員会の委員としては、公開買付者及びワタキュー並びに当社から独立性を有する岡俊子氏（アビーム M&A コンサルティング株式会社代表取締役）、川村芳則氏（株式会社マスターズ・トラスト会計社取締役社長）及び仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所所属）の3氏を選定しております。各委員と公開買付者及びワタキュー並びに当社との間には、現在及び過去において取引関係は一切なく、また、当社は当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

当社は、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して当社取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、（Ⅰ）本公開買付け並びに本公開買付け後に予定されている当社の完全子会社化並びに当社及び公開買付者を当事者とする組織再編は当社の企業価値向上に資するか、（Ⅱ）本公開買付けにおける買付条件（買付価格を含む。）の公正性が確保されているか、（Ⅲ）本公開買付け並びに本公開買付け後に予定されている当社の完全子会社化並びに当社及び公開買付者を当事者とする組織再編において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、（Ⅳ）本公開買付けに対して当社取締役会が賛同することに合理性があるかを第三者委員会に対し諮問することを当社取締役会にて決議のうえ、第三者委員会へ諮問を行いました。

第三者委員会は、平成22年7月21日より同年8月10日まで合計4回開催され、当社取締役会からの諮問事項である上記4点に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、当社から、ワタキューによる当社への提案内容、本件取引の背景及び当社の本公開買付けについての考え方等について

の説明を受けており、また、大和証券 CM が当社に対して提出した株価算定書のドラフトを参考にするとともに、大和証券 CM から当社の株式価値評価に関する説明を受けています。また、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。第三者委員会は、これらの検討資料を前提として、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同することには合理性が認められると結論づけた上で、平成 22 年 8 月 10 日付で、当社取締役会に対して、答申書（以下「本件答申書」といいます。）を提出しました。

⑤ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、大和証券 CM より取得した株価算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成 22 年 8 月 12 日開催の当社取締役会において、厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、非公開化を行い機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能にするとともに、ワタキューグループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行いワタキューグループ全体の経営の最適化を図っていくことが、有効な方策であるとの結論に至り、買付価格及び諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上の理由より、当社取締役会は、決議に参加した取締役（取締役 12 名中、出席取締役 9 名）の全会一致により、本公開買付けに対し賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名（うち社外監査役 3 名）中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 2 名））はいずれも、当社の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社取締役会長の安道光二は公開買付者及びワタキューの代表取締役社長を兼任しているため、当社代表取締役社長の村田清和はワタキューの取締役を兼任しているため、また、当社取締役である村田宝志はワタキューの大株主であるとともに、ワタキューの代表取締役会長である村田秀太郎氏の親族にあたるため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記当社取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者及びワタキューとの協議及び交渉には一切参加していません。加えて、村田清和は、ワタキュー取締役の立場においても本公開買付けに関する検討・協議・交渉に参加していないとのことです。また、社外監査役の井上学はワタキューの大株主である伊藤忠商事株式会社の従業員であるため、利益相反回避の観点から、上記当社取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加していません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、34 営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である 34 営業日に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、当社普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

また、当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、JASDAQ 市場に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は JASDAQ 市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階

買取に関する事項)」に従い、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、適用ある法令に従い、公開買付者及びワタキューの所有に係る当社普通株式数の合計が、当社の発行済株式の総数（ただし、当社が有する自己株式を除きます。）となる手続をとることを予定しておりますので、その場合には当社普通株式は上場廃止になります。上場廃止となった場合、当社普通株式を JASDAQ 市場において取引することはできません。また下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行わない予定です。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）

公開買付者は、公開買付者が本公開買付けにより当社普通株式の全て（ただし、ワタキューが有する当社普通株式及び当社が有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、当社の株主を公開買付者及びワタキューのみとする手続（以下「本非公開化手続」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後に、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全部（当社の有する自己株式を除きます。）取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること（ただし、交付する別の種類の当社株式について、上場申請は行わない予定です。）を付議議案に含む臨時株主総会並びに上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を、当社に対して要請する予定とのことであり、当社はそれを応諾する予定です。なお、公開買付者及びワタキューは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て（当社の有する自己株式を除きます。）当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社の株主が公開買付者及びワタキューのみとなるよう、公開買付者及びワタキュー以外の当社の株主に交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、本非公開化手続に先立って、当社の自己株式を事前に消却する予定はございません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。その場合における具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

公開買付者は、上記の本非公開化手続の実施後に、当社との間で、当社を吸収合併存続会社、公開買付者を吸収合併消滅会社とする合併を行い、当社をワタキューの完全子会社とすることを予定しているとのことです。また、ワタキュー及び公開買付者は、その後、ホールディングス化の具体的な内容・方法を検討の上、

適切な時期にホールディングス化を実施したいと考えているとのことですが、ホールディングス化実施の具体的な時期は未定とのことです。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

ワタキューは、公開買付者に対して、その所有する当社普通株式全部について、本公開買付けに応募しない旨を表明しており、公開買付者は、これに同意しているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「2. (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 支配株主との取引等に関する事項

本公開買付けは、実質的には支配株主との取引等に該当します。当社が、平成22年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書（以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。）で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」に関する本公開買付けにおける適合状況は、以下のとおりです。

当社は、「2. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じておりますが、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考え

ております。

また、コーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」は、「支配株主との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら社内規程に則り手続きし合理的に決定しており、支配株主との取引が、当社ひいては少数株主の権利を害することのないよう、常に留意しています。」とされています。

当社取締役会は、本公開買付けに対する賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、平成 22 年 8 月 10 日付で本件答申書を第三者委員会より入手しております。本件答申書の概要は以下のとおりです。

(1) 企業価値の向上

本件取引は企業価値の向上を目的として行われるものであることが認められるほか、本件取引以外の手法の可能性も検討した上で本件取引の実施を検討しており、企業価値向上の観点から真摯な検討を行ったことが認められる。その上で、本件取引の実施の理由として挙げられた点については、いずれも一見して不合理なものであるとは認められないことからすれば、本件取引は、企業価値向上に資する点があると認められる。

(2) 買付条件の公正性

株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保といった点について具体的な対応がなされており、本公開買付けについては、手続の公正性が確保されていると認められる。また、買付価格の客観的水準（大和証券 CM による株価算定結果、類似取引とのプレミアム比較等）及び決定に至る交渉過程からすれば、買付価格は、本件取引により発生することが見込まれるシナジー部分が上乘せされたものであり、本公開買付けの結果、当該シナジーが少数株主に分配されることになるものと考えることが可能と思われる。したがって、本公開買付けについては、その手続の公正性が確保され、買付価格も不合理なものとは考えられないから、本公開買付けにおける買付条件の設定については、公正性が確保されていると認められる。

(3) 公正な手続を通じた株主の利益への配慮

株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保といった点について具体的な対応がなされており、本件取引において透明性・合理性確保のための配慮がなされていると認められる。したがって、本件取引においては、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(4) 本公開買付けに対して取締役会が賛同することの合理性

第三者委員会としては取締役における本件取引に関する事実認識に不注意な誤りが存する可能性を認識していないこと、取締役会における本公開買付けへの賛同表明の過程及び内容が不合理であるとは認められないこと、公正な手続の確保のための実務上の具体的な対応が履践されていることから、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同することには合理性が認められる。

なお、本件答申書の内容は、平成 22 年 6 月 30 日に株式会社大阪証券取引所より公表された「『四半期決算に係る適時開示の見直し及び I F R S 任意適用を踏まえた上場制度の整備について』に基づく実務上の取扱い等について」における資料 (4)「支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等について」にて少数株主にとって不利益でないことに関する意見の内容として例示されている各項目について

も、①取引等の目的及び④上場会社の企業価値向上については、本件答申書の概要「(1) 企業価値の向上」にて意見が述べられており、②交渉過程の手続及び③対価の公正性についても、本件答申書の概要「(2) 買付条件の公正性」及び「(3) 公正な手続を通じた株主の利益への配慮」にて意見が述べられています。

10. その他

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期配当予想を修正し、平成23年3月期の中間配当および期末配当を行わないことを決議しております。

以 上

(参考) 買付け等の概要【別添】

公開買付者が本日公表した添付資料（「日清医療食品株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照下さい。

各 位

| | |
|-------|----------------|
| 会 社 名 | 株式会社ティ・エフ・ダブリュ |
| 代表者名 | 代表取締役 安道 光二 |

日清医療食品株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ティ・エフ・ダブリュ（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 8 月 12 日、以下のとおり日清医療食品株式会社（以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者の完全親会社であるワタキューセイモア株式会社（以下「ワタキュー」といいます。）は、病院・福祉施設向けリネンサプライ事業を中心に総合アウトソーシングサービスを展開している会社であり、ワタキューは現在、対象者の自己株式控除後の発行済株式総数の 59.77%を保有し、対象者を連結子会社としております。また、公開買付者は、対象者の発行済普通株式（平成 22 年 6 月 30 日現在で 71,640,000 株、以下「対象者普通株式」といいます。）の取得及び保有等を目的としてワタキューの完全子会社として平成 22 年 7 月 20 日付で設立された買収目的会社です。

今般、公開買付者は、対象者普通株式のうち、ワタキューが有する対象者普通株式（平成 22 年 8 月 12 日現在で 42,796,500 株、株式所有割合 59.77%）及び対象者が有する自己株式（平成 22 年 6 月 30 日現在で 42,784 株）を除く、全ての対象者普通株式（平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済普通株式及び対象者が有する自己株式の数を前提とすると計 28,800,716 株、株式所有割合 40.23%）を取得し、本公開買付け及びその後の一連の手続を経て対象者を非公開化させワタキューの完全子会社とする（以下「本件取引」といいます。）ことを目的として、本公開買付けを実施することといたしました。なお、「株式所有割合」とは、平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済普通株式の総数（71,640,000 株）から同日現在で対象者が所有する自己株式（42,784 株）を控除した数（71,597,216 株）に対する所有株式の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

本公開買付けにおいては、公開買付者は買付予定の株券等の数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」で後述するとおり、対象者普通株式は、株式会社大阪証券取引所が運営する JASDAQ 市場（以下「JASDAQ 市場」といいます。）の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、近時の市場株価よりも有利な価格で、その保有する株式を売却する機会を提供するものです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済等に要する資金に充当するため、ワタキューからの出資及び借入れに加えて、野村キャピタル・インベストメント株式会社から総額 370 億円を上限とした借入れ（以下「本ローン」といいます。）を受けることを予定しております。本ローンに関しては、ワタキューの保有する対象者普通株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式等に担保権が設定されることが予定されています。また、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」で後述するとおり、本非公開化手続（「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。）実施後は、公開買付者と対象者との間で合併を行うことを予定しています。

対象者によれば、対象者公表の平成 22 年 8 月 12 日付「株式会社ティ・エフ・ダブリュによる当社株

式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載されているとおり、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

対象者は、昭和47年9月に病院患者向け医療用食品の販売を目的として設立され、それ以降、医療施設及び介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設等の入院患者・入所者及び学校給食、社員食堂等の顧客に対し、「お客様の信頼と満足を得る心のこもった食事サービスを提供する」を基本理念に掲げる総合給食会社として、ワタキューグループの給食事業の中核を担い、順調に業容を拡大し、給食受託業界におけるリーディングカンパニーとして確固たる地位を占めるまでに至っております。また、対象者においては、平成22年5月26日に第7次中期経営計画を公表し、対象者の主力事業である「病院・介護老人保健施設・介護老人福祉施設の食事サービスの受託」における一層の市場シェア向上や、在宅配食市場や食事サービスの周辺事業への参入などを通じて、更なる成長を目指しております。

一方、世界経済に目を転じますと、アジアでは景気回復の動きがあるものの、米国・欧州の景気は低調に推移しております。わが国経済についても、前年の後半にかけて持ち直しの兆しが見られたものの、世界経済の影響により企業収益が悪化し、所得の減少や雇用不安の高まり等を受けて個人消費も低迷しております。対象者の属する給食受託業界においては、対象者の主力事業である「病院・介護老人保健施設・介護老人福祉施設の食事サービスの受託」はその市場が成熟期を迎えつつあり、コストパフォーマンスに対するより厳しい選別や業種・業態を越えた競争が進んでおります。このような厳しい経営環境の中、対象者のマーケットシェア（受託床数ベース）は平成19年3月期には連結ベースで25.8%（対象者単体では24.3%）だったものが、平成22年3月期には連結ベースで23.8%（対象者単体では22.4%）まで低下し、売上高（単体ベース）の前年比増加率についても、平成14年3月期には9.8%だったものが、平成20年3月期には3.8%、平成21年3月期には3.3%、平成22年3月期には0.2%、とプラスで推移しているものの継続的に低下しつつあるほか、第6次中期経営計画の最終年度にあたる平成22年3月期の連結売上高は計画値2,100億円に対して、実績値は計画値を下回る2,027億円となるなど、業容の拡大に翳りが見え始めております。更に今後、介護保険制度や医療保険制度の改正、あるいは消費税等の税制改正によるより一層の値下げ圧力の高まり、大手外資系の参入や総合商社等の進出、わが国における人口の減少等により、対象者の主力事業を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増すものと見込んでおります。

このような経営環境に対する厳しい認識の下、これまでワタキューに加えて、ワタキューの子会社であり院外調剤薬局事業を営む株式会社フロンティア、同じく在宅用福祉用具のレンタル・販売及び在宅介護のための住宅リフォームを営む株式会社ハートウェルのワタキューグループ3社と対象者は、グループ・シナジーを創出すべく協議を重ね、営業面において顧客の相互紹介等様々な施策を実行してまいりましたが、更なる効果的なグループ・シナジーの創出のため、ひいては、厳しさを増す経営環境のもと、対象者の競争優位を引き続き維持し、将来にわたって安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、対象者のみならずワタキューグループ全体でグループとしての共通理念・戦略を立て、経営資源の選択と集中を図りながら、経営戦略を実践することが必要であると考えに至りました。

このような状況を踏まえ、ワタキューと対象者は平成22年6月頃より、ワタキューからの提案を機に、両社の更なる企業価値向上を図ることを目的とした諸施策につき、本格的に協議・検討を開始しました。その結果、本件取引を実行し、対象者を含めたワタキューグループが有する顧客基盤、商材、人材、ノウハウ等の経営資源をこれまで以上に有効活用し、グループがこれまで以上に一体となることによりグループ間の協業活動を一層活性化すると考えるに至りました。本件取引によって、対象者においても、主力事業である給食事業に加え、リネンサプライ、掃除洗濯サービス、調剤サービス、介護関連サービスといったワタキューグループ全体のサービスをお客様のニーズに合わせて総合的かつ包括的に提供することが可能となります。このようなマーケティング力・販売力の強化、サービス提供力・

商品力の強化を背景として、対象者の既存事業のシェア及び収益の拡大へ向けた取組みの強化が可能となるほか、在宅配食市場への参入といった新規事業への取組みについても強化することが可能となります。更に将来的にグループ内で管理部門を一元化した場合には、コスト削減効果も見込まれます。このように本件取引は対象者の中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

さらに、具体的な内容・方法・時期については本件取引実行後に協議・検討をする予定ですが、ワタキューグループとして総合力を結集した経営戦略を実践するにあたり、最適な組織体制として、ワタキューグループにおけるホールディングカンパニーの設立等（以下「ホールディングス化」といいます。）も視野に入れて最適な施策につき検討を行いました。ワタキューグループのホールディングス化のメリットには、なによりもグループ全体を俯瞰する経営戦略機能と各事業会社における業務執行機能を分離することによるグループ全体の経営効率の向上が挙げられます。

経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、グループ一体となった経営戦略の実践、さらにはホールディングス化を含めたグループ内の再編を進めるにあたっては、対象者が非公開化することで、より迅速かつ柔軟にこれらを実践することが可能となり、ワタキューグループで提供可能な各種サービスを今まで以上に総合的に行うことができると考えております。すなわち、非公開化により、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち経営資源の選択と集中を進めると共に、潜在的な利益相反の問題など上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、グループの一体化・シナジーの追求を推進することが可能となります。また、ホールディングス化を含めたグループ内の再編を進める過程においては、一部機能別に組織を統合する等、グループ内の経営資源をより一層有効活用することを目的としたダイナミックな施策が必要になる可能性もあり、対象者が上場をしたままこれらを実行した場合には、短期的であるにせよ対象者の経営に大きな影響を与え、ワタキュー以外の対象者の株主の皆様に対しても多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えております。

また、対象者は平成13年に日本証券業協会に店頭登録し、平成16年にはジャスダック証券取引所（現JASDAQ市場）に株式を上場しておりますが、近年、上場を維持するために必要な様々なコストの増大（会計基準の厳格化、J-SOXの導入、開示項目の増加、独立取締役の導入等）が見込まれる一方で、上場維持の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による大規模な資金調達必要性が当面なく、対象者は上場会社としてのメリットを十分に活かしてきていないものと考えております。

上記の協議・検討を経て、本件取引及びワタキューグループのホールディングス化に伴うメリットと対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、ワタキュー及び対象者は、ワタキューグループが有する経営資源の更なる有効活用を促進する等のグループ・シナジーの更なる創出に向けて本件取引を実行し、ワタキューグループのホールディングス化等の取組みを大胆かつ迅速に実行していくことが、対象者の経営基盤の強化及び企業価値向上のための最善の手段であるとの結論に至り、ひいてはワタキューグループ全体の持続的な発展へとつながるものと考えております。

（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、対象者普通株式を直接所有していませんが、公開買付者の完全親会社であるワタキューが、対象者普通株式 42,796,500 株（株式所有割合：59.77%）を所有する親会社であり、ワタキュー及び公開買付者の取締役の中には、対象者の取締役を兼任している者がおります。このような状況に鑑み、公開買付者及びワタキュー並びに対象者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程において、恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置に関する記述については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ワタキューは、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、ワタキュー及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機

関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者普通株式の取得及び保有等を目的として平成 22 年 7 月 20 日付で公開買付者を設立しました。また、ワタキューは、野村證券に対して、公開買付者に対しても対象者の株式価値の算定に関する資料を提供し、対象者の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、ワタキューのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者及びワタキューは野村證券から平成 22 年 8 月 12 日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、公開買付者及びワタキューは、買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

| | |
|---------|-------------------|
| 市場株価平均法 | 1,140 円から 1,171 円 |
| 類似会社比較法 | 757 円から 1,419 円 |
| DCF 法 | 1,499 円から 1,950 円 |

まず、市場株価平均法では、平成 22 年 8 月 11 日を基準日として、JASDAQ 市場における対象者普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均及び直近 6 ヶ月平均を基に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,140 円から 1,171 円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 757 円から 1,419 円までと分析しております。

最後に DCF 法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,499 円から 1,950 円までと分析しております。

公開買付者及びワタキューは、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 22 年 8 月 12 日に本公開買付けの買付価格を 1 株当たり 1,740 円と決定いたしました。

なお、買付価格である 1 株当たり 1,740 円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 22 年 8 月 11 日の JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値 1,153 円に対して 50.91%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 22 年 8 月 11 日までの JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値の 1 ヶ月平均値 1,162 円（小数点以下を四捨五入）に対して 49.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 22 年 8 月 11 日までの JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値の 3 ヶ月平均値 1,140 円（小数点以下を四捨五入）に対して 52.63%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 22 年 8 月 11 日までの JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値の 6 ヶ月平均値 1,171 円（小数点以下を四捨五入）に対して 48.59%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

一方、対象者によれば、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定の過程における

公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及びワタキュー並びに対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下「大和証券 CM」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、対象者取締役会は平成 22 年 8 月 11 日付で大和証券 CM より株式価値算定書（以下「株価算定書」といいます。）を取得したとのことです（なお、対象者は、大和証券 CM から買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。なお、対象者によれば、対象者のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である大和証券 CM は、公開買付者及びワタキュー並びに対象者の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しないとのことです。大和証券 CM は、対象者の経営陣から事業の現状、将来の事業計画等の資料を取得したうえで当該内容についての説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。大和証券 CM の株価算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用したとのことです。市場株価法では、平成 22 年 8 月 11 日を算定基準日とし、対象者普通株式の株式市場における直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間における株価終値平均値を分析した上で、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1,140 円から 1,171 円と算定したとのことです。DCF 法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用したとのことです。DCF 法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1,443 円から 1,762 円と算定したとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及びワタキュー並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

③ 対象者の取締役会における賛同決議の方法

対象者によれば、対象者の取締役会が本公開買付けに対する意見を表明するに際し、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成 22 年 7 月 21 日、独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会を設置したとのことです。第三者委員会の委員としては、公開買付者及びワタキュー並びに対象者から独立性を有する岡俊子氏（アビーム M&A コンサルティング株式会社代表取締役）、川村芳則氏（株式会社マスターズ・トラスト会計社取締役社長）及び仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所所属）の 3 氏を選定したとのことです。各委員と公開買付者及びワタキュー並びに対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切なく、また、対象者は当初からこの 3 氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者は、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して対象者取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、（Ⅰ）本公開買付け、本公開買付け後に予定されている対象者の完全子会社化並びに対象者及び公開買付者を当事者とする組織再編は対象者の企業価値向上に資するか、（Ⅱ）本公開買付けにおける買付条件（買付価格を含む。）の公正性が確保されているか、（Ⅲ）本公開買付け、本公開買付け後に予定されている対象者の完全子会社化並びに対象者及び公開買付者を当事者とする組織再編において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、（Ⅳ）本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同することに合理性があるかを第三者委員会に対し諮問すること

を対象者取締役会にて決議のうえ、第三者委員会へ諮問を行ったとのことです。

第三者委員会は、平成 22 年 7 月 21 日より同年 8 月 10 日まで合計 4 回開催され、対象者取締役会からの諮問事項である上記 4 点に関し、慎重に検討を行ったとのことです。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から、ワタキュー及び公開買付けによる対象者への提案内容、本件取引の背景及び対象者の本公開買付けについての考え方等についての説明を受けており、また、大和証券 CM が対象者に対して提出した株価算定書のドラフトを参考にするとともに、大和証券 CM から対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。また、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討資料を前提として、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同することには合理性が認められると結論づけた上で、平成 22 年 8 月 10 日付で、対象者取締役会に対して、答申書（以下「本件答申書」といいます。）を提出したとのことです。

なお、対象者取締役会は、本公開買付けに対する賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見として、平成 22 年 8 月 10 日付で本件答申書を第三者委員会より入手しており、本件答申書の概要は以下のとおりとのことです。

(i) 企業価値の向上

本件取引は企業価値の向上を目的として行われるものであることが認められるほか、本件取引以外の手法の可能性も検討した上で本件取引の実施を検討しており、企業価値向上の観点から真摯な検討を行ったことが認められる。その上で、本件取引の実施の理由として挙げられた点については、いずれも一見して不合理なものであるとは認められないことからすれば、本件取引は、企業価値向上に資する点があると認められる。

(ii) 買付条件の公正性

株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保といった点について具体的な対応がなされており、本公開買付けについては、手続の公正性が確保されていると認められる。また、買付価格の客観的水準（大和証券 CM による株価算定結果、類似取引とのプレミアム比較等）及び決定に至る交渉過程からすれば、買付価格は、本件取引により発生することが見込まれるシナジー部分が上乗せされたものであり、本公開買付けの結果、当該シナジーが少数株主に分配されることになるものと考えることが可能と思われる。したがって、本公開買付けについては、その手続の公正性が確保され、買付価格も不合理なものとは考えられないことから、本公開買付けにおける買付条件の設定については、公正性が確保されていると認められる。

(iii) 公正な手続を通じた株主の利益への配慮

株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保といった点について具体的な対応がなされており、本件取引において透明性・合理性確保のための配慮がなされていると認められる。したがって、本件取引においては、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 本公開買付けに対して取締役会が賛同することの合理性

第三者委員会としては取締役における本件取引に関する事実認識に不注意な誤りが存する可能性を認識していないこと、取締役会における本公開買付けへの賛同表明の過程及び内容が不合理であるとは認められないこと、公正な手続の確保のための実務上の具体的な対応が履践されていることから、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同することには合理性が認められる。

その上で、対象者取締役会は、大和証券 CM より取得した株価算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成 22 年 8 月 12 日開催の対象者取締役会にお

いて、厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、非公開化を行い機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能にするとともに、ワタキューグループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行いワタキューグループ全体の経営の最適化を図っていくことが、有効な方策であるとの結論に至り、買付価格及び諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上の理由より、対象者取締役会は、決議に参加した取締役（取締役 12 名中、出席取締役 9 名）の全会一致により、本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名（うち社外監査役 3 名）中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 2 名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役会長の安道光二は公開買付者及びワタキューの代表取締役社長を兼任しているため、対象者代表取締役社長の村田清和はワタキューの取締役を兼任しているため、また、対象者取締役である村田宝志氏はワタキューの大株主であるとともに、ワタキューの代表取締役会長である村田秀太郎の親族にあたるため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者及びワタキューとの協議及び交渉には一切参加していないとのことです。さらに、対象者社外監査役の井上学氏はワタキューの大株主である伊藤忠商事株式会社の従業員であるため、利益相反回避の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加していないとのことです。一方、ワタキューでは、安道光二は、ワタキュー代表取締役の立場において本公開買付けに関する検討・協議・交渉に参加しておりますが、村田清和は、ワタキュー取締役の立場においても本公開買付けに関する検討・協議・交渉に参加していません。

また、対象者公表の平成 22 年 8 月 12 日付「平成 23 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 22 年 9 月 30 日及び平成 23 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録される株主に対する剰余金の配当を行わないことを決議したとのことです。

④ 価格の適正性を確保する客観的状況

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、34 営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である 34 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、対象者と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、公開買付者が本公開買付けにより対象者普通株式の全て（ただし、ワタキューが有する対象者普通株式及び対象者が有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、対象者の株主を公開買付者及びワタキューのみとする手続（以下「本非公開化手続」といいます。）を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後に、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式

の全部（対象者の有する自己株式を除きます。）取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること（ただし、交付する別の種類の対象者株式について、上場申請は行わない予定です。）を付議議案に含む臨時株主総会並びに上記②の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を、対象者に対して要請する予定です。なお、公開買付者及びワタキューは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て（対象者の有する自己株式を除きます。）対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、平成22年8月12日現在未定ですが、対象者の株主が公開買付者及びワタキューのみとなるよう、公開買付者及びワタキュー以外を対象者の株主に交付しなければならない対象者株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、本非公開化手続に先立って、対象者の自己株式を事前に消却する予定はございません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外を対象者株主の普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。その場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、上記の本非公開化手続の実施後に、対象者との間で、対象者を吸収合併存続会社、公開買付者を吸収合併消滅会社とする合併を行い、対象者をワタキューの完全子会社とすることを予定しております。また、ワタキュー及び公開買付者は、その後、ホールディングス化の具体的な内容・方法を検討の上、適切な時期にホールディングス化を実施したいと考えておりますが、ホールディングス化実施の具体的な時期は未定です。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、平成22年8月12日現在、JASDAQ市場に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式はJASDAQ市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に従い、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、適用ある法令に従い、公開買付者及びワタキューの所有に係る対象者普通株式数の合計が、対象者の発行済株式の総数（ただし、対象者が有する自己株式を除きます。）となる手続をとることを予定しておりますので、その場合には対象者普通株式は上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
 ワタキューは、公開買付者に対して、その所有する対象者普通株式全部について、本公開買付けに応募しない旨を表明しており、公開買付者は、これに同意しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| ① 名称 | 日清医療食品株式会社 | |
| ② 所在地 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 | |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 村田 清和 | |
| ④ 事業内容 | 給食の受託業務等 | |
| ⑤ 資本金 | 39億71百万円 | |
| ⑥ 設立年月日 | 昭和49年5月30日 | |
| ⑦ 大株主及び持株比率 (平成22年3月31日現在) | ワタキューセイモア株式会社 59.73% ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 9.03% (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 村田清和 6.03% 2.83% 全国共済農業協同組合連合会 2.09% 村田士郎 1.25% ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 0.80% 0.79% 日清医療食品従業員持株会 ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエスタックス エグゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 0.67% 0.54% 村田秀太郎 ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505012 (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | |
| ⑧ 対象者との関係 | | |
| 資本関係 | 該当事項はありません。 なお、公開買付者の完全親会社であるワタキューは、対象者の発行済普通株式42,796,500株(平成22年6月30日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有割合59.73%)を保有しております。 | |
| 人的関係 | 公開買付者の代表取締役並びに公開買付者の完全親会社であるワタキューの代表取締役社長である安道光二は対象者の取締役会長を兼任しております。 公開買付者の完全親会社であるワタキューの取締役である村田清和は、対象者の代表取締役社長を兼任しております。 | |
| 取引関係 | 該当事項はありません。なお、公開買付者の完全親会社であるワタキューは、対象者より対象者のOA機器の廃棄物処理を受託しており、また、対象者に対しワタキューの社員食堂における給食業務の委託を行っております。 | |
| 関連当事者への該当状況 | 対象者は、公開買付者の完全親会社であるワタキューの子会社であり、公開買付者は、対象者と親会社を共通にする関連当事者に該当します。 | |

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 8 月 16 日（月曜日）から平成 22 年 10 月 4 日（月曜日）まで（34 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,740 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

ワタキューは、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、ワタキュー及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者普通株式の取得及び保有等を目的として平成 22 年 7 月 20 日付で公開買付者を設立しました。また、ワタキューは、野村證券に対して、公開買付者に対しても対象者の株式価値の算定に関する資料を提供し、対象者の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、ワタキューのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者及びワタキューは野村證券から平成 22 年 8 月 12 日に算定書を取得いたしました（なお、公開買付者及びワタキューは、買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,140 円から 1,171 円

類似会社比較法 757 円から 1,419 円

DCF 法 1,499 円から 1,950 円

まず、市場株価平均法では、平成 22 年 8 月 11 日を基準日として、JASDAQ 市場における対象者普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均及び直近 6 ヶ月平均を基に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,140 円から 1,171 円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 757 円から 1,419 円までと分析しております。

最後に DCF 法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,499 円から 1,950 円までと分析しております。

公開買付者及びワタキューは、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に

付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 22 年 8 月 12 日に本公開買付けの買付価格を 1 株当たり 1,740 円と決定いたしました。

なお、買付価格である 1 株当たり 1,740 円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 22 年 8 月 11 日の JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値 1,153 円に対して 50.91%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 22 年 8 月 11 日までの JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値の 1 ヶ月平均値 1,162 円（小数点以下を四捨五入）に対して 49.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 22 年 8 月 11 日までの JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値の 3 ヶ月平均値 1,140 円（小数点以下を四捨五入）に対して 52.63%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 22 年 8 月 11 日までの JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値の 6 ヶ月平均値 1,171 円（小数点以下を四捨五入）に対して 48.59%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

ワタキューと対象者は平成 22 年 6 月頃より、ワタキューからの提案を機に、両社の更なる企業価値向上を図ることを目的とした諸施策につき、本格的に協議・検討を開始しました。ワタキュー及び対象者は、ワタキューグループが有する経営資源の更なる有効活用を促進する等のグループ・シナジーの更なる創出に向けて本件取引を実行し、ワタキューグループのホールディングス化等の取り組みを大胆かつ迅速に実行していくことが、対象者の経営基盤の強化及び企業価値向上のための最善の手段であるとの結論に至り、ひいてはワタキューグループ全体の持続的な発展へとつながるものであると考えるに至り、ワタキュー及び公開買付者は、本件取引を実施することにしました。

本件取引の実行を検討するにあたり、ワタキューは、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、ワタキュー及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者普通株式の取得及び保有等を目的として平成 22 年 7 月 20 日付で公開買付者を設立しました。また、ワタキューは、野村證券に対して、公開買付者に対しても対象者の株式価値の算定に関する資料を説明し、対象者の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、ワタキューのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係は有しません。

公開買付者及びワタキューは、買付価格の決定にあたり、野村證券より提出された算定書を参考にしました。算定書によれば、野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、その結果、市場株価平均法では 1,140 円から 1,171 円、類似会社比較法では 757 円から 1,419 円、DCF 法では 1,499 円から 1,950 円が対象者の 1 株当たり株式価値の範囲として算定されています。公開買付者及びワタキューは、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 22 年 8 月 12 日に本公開買付けの買付価格を 1 株当たり 1,740 円と決定いたしました。

（買付価格の公正性を担保するための措置）

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ワタキューは、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、ワタキュー及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者普通株式の取得及び保有等を目的として平成 22 年 7 月 20 日付で公開買付者を設立しました。

一方、対象者によれば、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及びワタキュー並びに対象者から独立した第三者算定機関である大和証券 CM に対象者の株式価値の算定を依頼し、対象者取締役会は平成 22 年 8 月 11 日付で大和証券 CM より株価算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、大和証券 CM から買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。なお、対象者によれば、対象者のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である大和証券 CM は、公開買付者及びワタキュー並びに対象者の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しないとのことです。大和証券 CM は、対象者の経営陣から事業の現状、将来の事業計画等の資料を取得したうえで当該内容についての説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。大和証券 CM の株価算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用したとのことです。市場株価法では、平成 22 年 8 月 11 日を算定基準日とし、対象者普通株式の株式市場における直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間における株価終値平均値を分析した上で、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1,140 円から 1,171 円と算定したとのことです。DCF 法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用したとのことです。DCF 法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1,443 円から 1,762 円と算定したとのことです。

（対象者における独立した法律事務所からの助言）

対象者によれば、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及びワタキュー並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

（対象者の取締役会における賛同決議の方法）

対象者によれば、対象者の取締役会が本公開買付けに対する意見を表明するに際し、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成 22 年 7 月 21 日、独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会を設置したとのことです。第三者委員会の委員としては、公開買付者及びワタキュー並びに対象者から独立性を有する岡俊子氏（アビーム M&A コンサルティング株式会社代表取締役）、川村芳則氏（株式会社マスターズ・トラスト会社取締役社長）及び仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所所属）の 3 氏を選定したとのことです。各委員と公開買付者及びワタキュー並びに対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切なく、また、対象者は当初からこの 3 氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者は、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して対象者取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、
（I）本公開買付け、本公開買付け後に予定されている対象者の完全子会社化並びに対象者及び

公開買付者を当事者とする組織再編は対象者の企業価値向上に資するか、(Ⅱ) 本公開買付けにおける買付条件(買付価格を含む。)の公正性が確保されているか、(Ⅲ) 本公開買付け、本公開買付け後に予定されている対象者の完全子会社化並びに対象者及び公開買付者を当事者とする組織再編において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(Ⅳ) 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同することに合理性があるかを第三者委員会に対し諮問することを対象者取締役会にて決議のうえ、第三者委員会へ諮問を行ったとのことです。

第三者委員会は、平成 22 年 7 月 21 日より同年 8 月 10 日まで合計 4 回開催され、対象者取締役会からの諮問事項である上記 4 点に関し、慎重に検討を行ったとのことです。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から、ワタキュー及び公開買付者による対象者への提案内容、本件取引の背景及び対象者の本公開買付けについての考え方等についての説明を受けており、また、大和証券 CM が対象者に対して提出した株価算定書のドラフトを参考にするとともに、大和証券 CM から対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。また、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討資料を前提として、本公開買付けに対して対象者取締役会が、賛同することには合理性が認められると結論づけた上で、平成 22 年 8 月 10 日付で、対象者取締役会に対して、本件答申書を提出したとのことです。

なお、対象者取締役会は、本公開買付けに対する賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見として、平成 22 年 8 月 10 日付で本件答申書を第三者委員会より入手しており、本件答申書の概要は以下のとおりとのことです。

(i) 企業価値の向上

本件取引は企業価値の向上を目的として行われるものであることが認められるほか、本件取引以外の手法の可能性も検討した上で本件取引の実施を検討しており、企業価値向上の観点から真摯な検討を行ったことが認められる。その上で、本件取引の実施の理由として挙げられた点については、いずれも一見して不合理なものとは認められないことからすれば、本件取引は、企業価値向上に資する点があると認められる。

(ii) 買付条件の公正性

株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保といった点について具体的な対応がなされており、本公開買付けについては、手続の公正性が確保されていると認められる。また、買付価格の客観的水準(大和証券 CM による株価算定結果、類似取引とのプレミアム比較等)及び決定に至る交渉過程からすれば、買付価格は、本件取引により発生することが見込まれるシナジー部分が上乗せされたものであり、本公開買付けの結果、当該シナジーが少数株主に分配されることになるものと考えることが可能と思われる。したがって、本公開買付けについては、その手続の公正性が確保され、買付価格も不合理なものとは考えられないことから、本公開買付けにおける買付条件の設定については、公正性が確保されていると認められる。

(iii) 公正な手続を通じた株主の利益への配慮

株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保といった点について具体的な対応がなされており、本件取引において透明性・合理性確保のための配慮がなされていると認められる。したがって、本件取引においては、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 本公開買付けに対して取締役会が賛同することの合理性

第三者委員会としては取締役における本件取引に関する事実認識に不注意な誤りが存する可能性を認識していないこと、取締役会における本公開買付けへの賛同表明の過程及び内容が不合理であるとは認められないこと、公正な手続の確保のための実務上の具体的対応

が履践されていることから、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同することには合理性が認められる。

その上で、対象者取締役会は、大和証券 CM より取得した株価算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成 22 年 8 月 12 日開催の対象者取締役会において、厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、非公開化を行い機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能にするとともに、ワタキューグループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行いワタキューグループ全体の経営の最適化を図っていくことが、有効な方策であるとの結論に至り、買付価格及び諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上の理由より、対象者取締役会は、決議に参加した取締役（取締役 12 名中、出席取締役 9 名）の全会一致により、本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名（うち社外監査役 3 名）中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 2 名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役会長の安道光二は公開買付者及びワタキューの代表取締役社長を兼任しているため、対象者代表取締役社長の村田清和はワタキューの取締役を兼任しているため、また、対象者取締役である村田宝志氏はワタキューの大株主であるとともに、ワタキューの代表取締役会長である村田秀太郎の親族にあたるため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者及びワタキューとの協議及び交渉には一切参加していないとのことです。さらに、対象者社外監査役の井上学氏はワタキューの大株主である伊藤忠商事株式会社の従業員であるため、利益相反回避の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加していないとのことです。一方、ワタキューでは、安道光二は、ワタキュー代表取締役の立場において本公開買付けに関する検討・協議・交渉に参加しておりますが、村田清和は、ワタキュー取締役の立場においても本公開買付けに関する検討・協議・交渉に参加していません。

また、対象者公表の平成 22 年 8 月 12 日付「平成 23 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 22 年 9 月 30 日及び平成 23 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録される株主に対する剰余金の配当を行わないことを決議したとのことです。

（価格の適正性を確保する客観的状況）

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、34 営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である 34 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、対象者と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

③ 算定機関との関係

ワタキューのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|---------------|----------|----------|
| 28,800,716(株) | — (株) | —(株) |

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大数である28,800,716株となります。これは、対象者が平成22年8月12日に公表した平成23年3月期第1四半期決算短信に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数(71,640,000株)から対象者が保有する上記決算短信に記載された平成22年6月30日現在の単元未満株式を含む自己株式数(42,784株)及び平成22年8月12日現在ワタキューが有する対象者普通株式数(42,796,500株)を控除した数字です。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

| | | |
|---------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の の 所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | (買付け等前における株券等所有割合 0%) |
| 買付け等前における特別関係者の の所有株券等に係る議決権の数 | 482,346 個 | (買付け等前における株券等所有割合 67.37%) |
| 買付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数 | 288,007 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 対象者の総株主の議決権の数 | 714,887 個 | |

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 本公開買付けにおいては、ワタキューを除く特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、平成22年8月12日現在のワタキューの所有株券等に係る議決権の数(427,965個)のみを分子に加算しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年6月25日に提出した第38期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の単元未満株式108,800株から、平成22年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式34株を控除した108,766株に係る議決権の数である1,087個)を加えて、また、平成22年3月31日現在の自己株式の数から平成22年6月30日現在の自己株式の数の増加分に係る議決権の数(対象者が平成22年8月12日に公表した平成23年3月期第1四半期決算短信に記載された平成22年6月30日現在の自己株式42,784株から上記有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の自己株式42,534株を控除した250株に係る議決権の数である2個)を控除して、「対象者の総株主等の議決権の数」を715,972個として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 50,113,245,840 円

(注) 買付予定数(28,800,716株)に1株当たりの買付価格(1,740円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成22年10月12日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①【金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は応募株券等の全部の買付けを行います。

②【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格

により買付けを行います。

④【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

⑤【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年8月16日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方

針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5)上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成 22 年 8 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

対象者によれば、対象者取締役会は、決議に参加した取締役（取締役 12 名中、出席取締役 9 名）の全会一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名（うち社外監査役 3 名）中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 2 名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、「本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」及び「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」及び「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①対象者普通株式は、平成 22 年 8 月 12 日現在、JASDAQ 市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限及び下限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は JASDAQ 市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合であっても、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に従い、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、適用ある法令に従い、公開買付者及びワタキューの所有に係る対象者普通株式数の合計が、対象者の発行済株式の総数（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）となる手続をとることを予定しておりますので、その場合には、対象者普通株式は上場廃止になります。上場廃止となった場合、対象者普通株式を JASDAQ 市場において取引することはできません。

②対象者公表の平成 22 年 8 月 12 日付「平成 23 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 22 年 9 月 30 日及び平成 23 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録される株主に対する剰余金の配当を行わないことを決議したとのことです。

以 上